101-318

問題文

この男性は、介護保険の給付を受けるために申請をすることになった。介護保険制度に関する説明のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 75歳以上の人は、自己負担金が免除されます。
- 2. 要介護状態区分は、介護認定審査会が判定します。
- 3. 要介護状態は、要介護1と2の2つに区分されています。
- 4. 要介護認定を受けた場合、訪問による薬剤管理指導に係る給付は、医療保険が優先されます。
- 5. 介護支援専門員は、サービス計画書(ケアプラン)の作成などを行います。

解答

問318:2問319:2,5

解説

問318

選択肢 1,3,4,5 は、正しい選択肢です。

選択肢 2 ですが

体肝日とは違うのだから、休薬日を設けるよう指導してはいけません。恐怖心を取り除くように説明するという部分は、適切と考えられます。怖いと思うようになった体験や、誰かから聞いた話による勘違いなどがあるかもしれないため、詳しく話を聞き出しつつ、行動改善につながるように指導できるとよいと思われます。

以上より、正解は2です。

問319

選択肢1ですが

自己負担が所得に応じて、1割や2割かかります。75 歳以上は免除では、ありません。よって、選択肢 1 は 誤りです。

選択肢 2 は、正しい選択肢です。

介護認定審査会とは、市町村に設置された機関です。5名程度の合議体で、複数設置も可能です。かかりつけ 医の意見を基に要介護認定を行います。

選択肢 3 ですが

「要介護状態」は、区分1〜区分5に分類されます。1,2だけでは、ありません。数字が大きいほど、介護が必要という区分です。よって、選択肢3は誤りです。

選択肢 4 ですが

要介護認定を受けた場合、介護保険優先の原則から介護保険が優先されます。よって、選択肢 4 は誤りです。

選択肢5は、正しい選択肢です。

以上より、正解は 2.5 です。